

提出内容

受付番号 201403190000257260
提出日時 2014年03月19日11時01分

案件番号 620114006

案件名 再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成26年度新規参入者向け調達価格等の改正について

所管府省・部局名等 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室

意見・情報受付開始日 2014年03月10日

意見・情報受付締切日 2014年03月19日

氏名 林 彰一

連絡先メールアドレス shayashi@ecolusia.jp

提出意見

■太陽光全般について

平成24年度に認定を受けて未だ運転開始していない400kW以上の全ての太陽光発電設備に対する報告徴収を実施し、その実態調査のデータを用い、最新動向を探索するための分析対象としたことは、大変意義あることだと思います。

■太陽光（10kW未満）のシステム費用について

「平成24年度同様、平成25年10月－12月期の新築設置の平均のシステム費用である38.5万円/kWを算定の根拠に採用した」とのことですが、どうして来年度に確実に発生する消費税増税や国の補助金の廃止など不連続な経済条件下でも、システム費用の値下がりトレンドが従来通り続く、と委員会では考えたのでしょうか。その根拠が示されなければなりません。

委員会の審議状況を追いましたが、消費税増税前の新築の駆け込み需要とその反動予測、既築住宅への設置件数の伸び悩みの現状に関する検討審議が不十分だと思います。

平成26年4月からの消費税増税、円安の進行による材料価格高騰、人件費、工事費の高騰、国や自治体の補助金の廃止や減額も含めたマイ

ナスの消費者心理を勘案すれば、伸ばしていかねばならない太陽光発電システムの増加トレンドに急激なブレーキがかかります。政府の普及推進意欲を示すためにも、調達価格は前年の価格を据え置きし、38円/kWh とすべきです。

■太陽光（10kW以上）の設備利用率について

単に昨年度の好天により設備利用率が平均13.6%となったというだけで13%に変更するのは時期尚早で、10kW未満の設備利用率を据え置いていることとも矛盾します。10kW以上についても据え置くべきです。

現に、今年2月の全国各地の多雪による異常気象で発電量が激減したことは記憶に新しく、NEDOのフィールドテスト事業の実績データを基に採用してきた12%をたった1年の実績データのみで1%も上昇させるのは、法律附則第7条「集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、3年間は、例外的に、利潤に特に配慮するものとする」旨の規定にも反します。

■10kW以上500kW未満の別区分化について

2MW以上の特別高圧を含むいわゆるメガソーラーと低圧50kW未満の設備を同一調達価格とする無理があります。委員会の「意見」では、別区分化しない5つの理由を掲げていますが、別区分化しないで2MW以上の特別高圧を含むいわゆるメガソーラーと、地産地消をめざす市民共同発電所などが採用する低圧50kW未満の発電規模を一蓮托生にし、調達価格を4円引き下げる影響分析はされたのでしょうか。乱開発は避けねばなりません、このままでは中小規模の太陽光発電設備普及においても、10kW未満同様に急ブレーキがかかりかねません。

500kW以上の調達価格4円引き下げは、もともと高すぎるIRRの実態をもったプロジェクト投資過熱を抑制し、適正な資本費低減を促すためには必要と考えますが、500kW未満、特に50kW未満の低圧では初期コスト負担が厳しい現状で、それに敏感であり、従来、設置件数が十分あるから大丈夫という判断は問題です。

■ダブル発電について

平成24年度の「意見」で、「データを収集した上で、再検討を行うこととした。」との記載がある以降、今回の「意見」でも検討された

形跡が見られません。また、昨年度もダブル発電についての「意見」がないまま、ダブル発電の調達価格が決められているのは、どういう経緯でしょうか。現状では不明瞭です。

平成24年度以降、データの蓄積は進んでいるはずですので、その開示と委員会意見の明示をお願いしたいと思います。

電気自動車の蓄電池や住宅用蓄電池の普及上、一定条件下でダブル発電扱いを撤廃する時期に来ていると思います。鋭意審議をお願いいたします。